

横浜市行政不服審査会答申
(第123号)

令和4年11月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が生活保護を受けていた平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に、審査請求人に仕送り収入、保険金収入等があったにもかかわらず、その収入を横浜市栄福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に収入として申告しなかったとして、処分庁が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づき令和 3 年 8 月 10 日付け生活保護費用等徴収金決定処分（栄生支第●号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人に対して法第 78 条第 1 項の規定に基づき行われた本件処分の内容に納得ができない。本件処分を行ったことは違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人から生活保護申請がなされた後の平成 28 年 12 月 16 日及び同月 28 日に審査請求人及び審査請求人の母に対し、生活保護の決まりについて説明し、親族間の金銭の貸し借りについて、借りた時点で原則「仕送り」と扱い、収入認定することを伝えた。
- (2) 処分庁は、生活保護開始決定後の平成 29 年 1 月 10 日及び同月 12 日、審査請求人に対し、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を用いて法に基づく権利、収入等の届出義務等について説明し、了解を得た。併せて「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」を審査請求人から受理した。
- (3) 処分庁は、平成 29 年 8 月 4 日から令和元年 8 月 14 日までの間に、審査請求人から平成 29 年 1 月分から令和元年 6 月分まで、令和 3 年 3 月 3 日に令和元年 7 月分から令和 2 年 12 月分までの収入申告書の提出を受け、同書面において申告された収入は年金及び手当のみであった。

(4) 令和3年3月3日に処分庁は審査請求人から審査請求人名義の銀行口座の通帳写しの提出を受けた。同内容を精査したところ、審査請求人名義の口座に、以下の振込が確認された。

①平成29年1月30日から令和3年2月1日まで

審査請求人の母から合計金255,500円

②平成31年2月13日

Aから金7,000円

③令和2年7月7日及び同月21日

審査請求人の父から合計金20,000円

④令和2年9月15日

審査請求人の妹から金2,000円

⑤令和2年12月9日

損害保険会社から金35,420円

また、平成29年1月16日から同年12月4日までの間に審査請求人から審査請求人の母に対して合計金213,000円の振込が確認された。

(5) 令和3年4月21日、審査請求人は、処分庁に対し、令和3年1月分から3月分までの収入申告書を提出した。同書面において申告された収入は年金及び手当のみであった。このとき、処分庁が審査請求人の親族からの入金について審査請求人に確認したところ、審査請求人が生活保護費を浪費しないよう、審査請求人の母が保護費を預かり管理し、必要な際に審査請求人の母が審査請求人に振り込んでいるとの説明があった。

(6) 令和3年4月28日、審査請求人は、処分庁に対し、令和2年12月分の収入申告書を再提出した。同書面においては、損害保険会社からの入金35,420円が申告されていた。

(7) 処分庁は、親族からなされた前記(4)①③④の振込合計金277,500円について、審査請求人の母に送金した金額である金213,000円については、審査請求人があらかじめ親族に預け、これが戻されたと確認できるものの、これを超える部分である金64,500円を収入と認定した。

また、前記(4)②の振込金7,000円については臨時又は不特定な就労による収入であるためその全額を収入と認定し、前記(4)⑤の金35,420円については保険金その他の臨時的収入であるため、金8,000円を控除した金27,420円を収入と認定した。

(8) 処分庁は前記(7)の金員合計98,920円について、本来、収入申告書に記載すべきであったにもかかわらずこれを記載せず、虚偽の収入申告をしたとし

て、法第 78 条第 1 項に基づき徴収を行うことを決定した。

(9) 処分庁は、令和 3 年 8 月 10 日に、法第 78 条第 1 項に基づき本件処分を行い、審査請求人に本件処分を通知した。

(10) したがって、処分庁が行った本件処分は、適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定する。

イ 法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定する。

ウ 届出に用いる収入申告書（生活保護法施行細則（昭和 31 年 10 月横浜市規則第 79 号）第 2 条第 2 項第 1 号の収入申告書（第 3 号様式）をいう。以下同じ。）の表面には「私の○年○月から○年○月までのすべての収入について、次のとおり申告します。この申告書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。」と記載され、申告者の署名押印がなされる様式となっている。

裏面には、記入上の注意として「1 この申告書は、保護を受けようとする者の全ての収入について記入してください。」との記載があり、参考として法第 61 条及び第 85 条の条文も記載されている。

エ 「生活保護のしおり」には、「あなたや家族の毎月の収入について」に、「収入があってもなくても、定期的に全ての収入について申告してください。」と記載されている。

また、「あなたや家族の毎月の収入について」の具体的な例として「その他臨時収入があったとき（保険金、見舞金、慰謝料など）」と記載されている。

オ ハンドブックには、「届出をするのはこんなとき…」として「あなたや世帯内のご家族の資産・収入は、すべて届出の対象となります。」と記載されている。

また、収入申告をすべき場合として「2 働きによらない収入があったとき…」に例示として「家族からの仕送り」、「交通事故賠償金」が記載されている。

カ 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定する。

キ 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問 13-1 では、「不当受給に係る保護費の法第 63 条による返還又は法第 78 条による徴収の適用にて、「法第 78 条によることが妥当な場合」として、「(a)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。(d)課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」が掲げられている。

ク 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）IV-4-(1)には、「「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故

意に隠蔽することも含まれる。」との記載がある。

ケ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8-1-(1)-ウ-(ア)に、「臨時又は不特定な就労による収入については、その地域における同様の就労状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を調査したうえ、収入総額を認定すること。」とある。

コ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-エ-(イ)には、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（①災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額、②保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額、③死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（①に該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額、を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

サ 次官通知第8-3-(2)-イ-(ア)には、仕送り、贈与等による収入は、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて収入として認定することとされている。

(2) 当事者間に争いがない事実及び証拠により認定される事実

ア 平成28年12月13日、審査請求人は処分庁に対し、生活保護申請を行い、処分庁は平成29年1月16日付けで生活保護開始決定を行った（保護開始日は平成28年12月13日）。

イ 平成28年12月16日及び同月28日に、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、審査請求人から、審査請求人の親族から借り入れがあり、これを返済したことを聞き取った。そこで、審査請求人及び審査請求人の母に対し、今後、お金の貸し借りについても、借りた時点で「仕送り」と考え、収入認定とすることを伝えた。

ウ 平成29年1月10日及び同月12日、処分庁は審査請求人に対し「生活

保護のしおり」及びハンドブックにより法に基づく権利義務等について説明し、審査請求人からこれを了解した旨の確認書を受領した。

エ 処分庁は、平成29年8月4日から令和元年8月14日までの間に、審査請求人から平成29年1月分から令和元年6月分まで、令和3年3月3日に令和元年7月分から令和2年12月分までの収入申告書の提出を受け、同書面において申告された収入は年金及び手当のみであった。

オ 令和3年3月3日に処分庁は審査請求人から審査請求人名義の銀行口座の通帳写しの提出を受けた。審査請求人名義の口座には、以下の振込がなされていた。

	振込日	振込人	金額
1	平成29年1月30日	審査請求人の母	5,000円
2	平成29年12月28日	同上	9,500円
3	平成30年3月14日	同上	10,000円
4	平成30年3月15日	同上	30,000円
5	平成30年3月23日	同上	10,000円
6	平成30年9月18日	同上	69,000円
7	平成30年11月13日	同上	70,000円
8	平成31年2月12日	同上	15,000円
9	平成31年2月13日	B	7,000円
10	令和元年5月16日	審査請求人の母	5,000円
11	令和元年8月7日	同上	10,000円
12	令和2年7月7日	審査請求人の父	10,000円
13	令和2年7月21日	同上	10,000円
14	令和2年9月15日	審査請求人の母	3,000円
15	令和2年9月15日	審査請求人の妹	2,000円
16	令和2年10月27日	審査請求人の母	5,000円
17	令和2年11月2日	同上	2,000円
18	令和2年11月25日	同上	2,000円
19	令和2年12月9日	損害保険会社	35,420円
20	令和3年1月28日	審査請求人の母	5,000円
21	令和3年2月1日	同上	5,000円

合計	319,920円 うち、親族からの振込分は277,500円
----	----------------------------------

また、平成29年1月16日から同年12月4日までの間に審査請求人から審査請求人の母に対して以下のとおりの振込が確認された。

	振込日	金額
22	平成29年1月16日	143,000円
23	平成29年1月16日	40,000円
24	平成29年6月5日	20,000円
25	平成29年12月4日	10,000円
合計		213,000円

カ 処分庁が令和3年3月15日に、審査請求人の母からの入金について審査請求人に確認したところ、審査請求人がお金を所持していると、パチンコや買い物で消費をしてしまうため、保護費や年金の一部を母に預け、必要になったら振込又は手渡しでもらっていると返答した。

キ 令和3年4月21日、審査請求人は、処分庁に対し、令和3年1月分から3月分までの収入申告書を提出した。同書面において申告された収入は、年金及び手当のみであった。

ク また、処分庁が調査したところ、前記オの表9の「B」とは、「A」であると判明した。審査請求人に同入金7,000円について確認したところ、令和3年3月15日には覚えていないと答えていたが、令和3年7月14日に、内容は覚えていないが、アンケートを受けた覚えがあるとの回答があった。

ケ 処分庁が審査請求人に令和3年3月15日に、前記オの表19の入金35,420円について確認したところ、長女と友人との自転車事故による入金であり、収入申告をしなくてよいと思ったとの回答があった。

コ 処分庁は、親族からなされた振込合計金277,500円について、審査請求人の母に送金した金額である、前記オの表22から25までの振込合計金213,000円については、審査請求人があらかじめ親族に預け、これが戻されたと確認できるものの、これを超える部分である金64,500円を収入と

認定した。

また、前記オの表 9 の振込金 7,000 円については臨時又は不特定な就労による収入であるためその全額を収入と認定し、前記オの表 19 の金 35,420 円については保険金その他の臨時的収入であるため、金 8,000 円を控除した金 27,420 円を収入と認定した。

サ 処分庁は、前記コの金員合計 98,920 円について、本来、収入申告書に記載すべきであったにもかかわらずこれを記載せず、虚偽の収入申告をしたとして、法第 78 条第 1 項に基づく徴収を行うことを決定した。

シ 処分庁は、令和 3 年 8 月 10 日に、法第 78 条第 1 項に基づき本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(3) 判断理由

ア 親族からの振込の一部を収入として認定したことの適法性

次官通知第 8-3-(2)-イ-(ア)には、仕送り、贈与等による収入は、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて収入として認定することとされている。

審査請求人は処分庁に対し、審査請求人がお金を所持していると、パチンコや買い物で消費をしてしまうため、保護費や年金の一部を母に預け、必要になったら振込又は手渡しでもらっていると返答している。

この点、審査請求人から審査請求人の母に対して、金 213,000 円の振込が認められ、これに対応する金員については、預け金の返還を受けたものとして、社会通念上収入として認定することを適当としないものと認定することができる。

これを超える金額については、これを収入と認定しないためには審査請求人から審査請求人の親族に対して手渡し等の方法で預託されたことを立証する必要があるが、審査請求人から立証はなく、審理員からの令和 4 年 8 月 29 日付け質問書における「親族間で行われた手渡しでの金銭のやり取りについて記録を提出してください。(日記、手帳等ご自身が記載した記録で構いません。)」との質問にも回答がなく、さらに、「審理員による口頭での質問のやり取りを希望する場合には、下記担当までご連絡ください」との連絡にも回答がない。

したがって、親族からの入金がある以上、これを収入として認定した処

処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

イ その他の収入認定の適法性

前記(2)オの表9の振込は、街頭アンケートの報酬であると認められ、収入として認定したことに違法又は不当な点はない。

前記(2)オの表19の振込は、交通事故による保険金であると認められるところ、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)には、保険金その他の臨時的収入が世帯合計額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定すると規定されている。したがって、前記(2)オの表19の振込金35,420円から金8,000円を控除した金27,420円を収入と認定した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

ウ 審査請求人が本件入金を申告せずに生活保護を受給したことが法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか。

本件入金は、先述のとおり、法第61条の規定に基づき、保護の実施機関に対して届出の義務を負う収入であり、審査請求人は、客観的に見て当該届出の義務に違反していることが認められる。

しかしながら、法第78条第1項は、その要件として「不実の申請その他不正な手段により保護を受け…た者があるとき」と定めているから、法第61条の規定に基づく届出の義務に違反することのみでは、法第78条第1項の要件に該当するといえない。

したがって、以下、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか検討する。

審査請求人は、生活保護受給前に、処分庁から、今後、贈与を受けることはもとより、お金の貸し借りについても、借りた時点で「仕送り」と考え、収入認定とすることを伝えられていた。さらに、平成29年1月10日及び同月12日、処分庁は審査請求人に対し「生活保護のしおり」及びハンドブックにより法に基づく権利義務等について説明し、審査請求人がこれを了解した旨の確認書を受領したが、生活保護のしおりにも臨時収入があったとき(保険金、見舞金、慰謝料など)に届出義務があることが記載され、ハンドブックにも、交通事故賠償金が収入に該当し、届出の必要があることが記載されている。

また、街頭アンケートの報酬はまさに労働の報酬であり、収入として認

定されることは明らかである。

したがって、審査請求人は、審査請求人が審査請求人の母に送金した額を超える金員を審査請求人の親族から振り込まれた場合には仕送りとして収入認定がされること、また、街頭アンケートや交通事故賠償金も収入として認定されることを知っていたことは明らかである。

その上で、審査請求人は、平成 29 年 8 月 4 日から令和元年 8 月 14 日までの間に平成 29 年 1 月分から令和元年 6 月分まで、令和 3 年 3 月 3 日に令和元年 7 月分から令和 2 年 12 月分まで、令和 3 年 4 月 21 日に令和 3 年 1 月分から 3 月分までの収入申告書を提出し、同書面において申告された収入は年金及び手当のみであった。

手引Ⅳ－4－(1)には、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」との規定がある。

したがって、本件は、別冊問答集問 13－1 の「法第 78 条によることが妥当な場合」のうち「(d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」に該当し、審査請求人は「不実の申請」を行っていたことが認められる。

生活保護受給期間中に本件入金があったことが判明した場合には、法第 63 条に基づき返還する義務があるところ、審査請求人は収入について法第 61 条による申告をしなかったことにより、生活保護費の返還を免れたのであるから、不実の申請をしたことにより保護を受けたといえ、法第 78 条第 1 項に該当する。

なお、審査請求人は、令和 3 年 4 月 28 日、処分庁に対し、令和 2 年 12 月分の収入申告書を再提出し、同書面には、保険金収入 35,420 円の記載があるが、既に処分庁が法第 29 条に基づく調査を行った後に提出したものであるから、法第 78 条第 1 項を適用したことに違法又は不当な点はない。

(4) 結語

以上から、審査請求人に法第 78 条第 1 項を適用し、平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの生活保護費用等徴収金 98,920 円について徴収を決定した本件処分は適法かつ妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年11月9日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年11月25日	・ 弁明書等の受理
令和3年11月30日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年12月22日	・ 反論書等の提出依頼（再依頼）
令和4年6月30日	・ 質問書の送付（審査請求人宛て）
令和4年8月29日	・ 質問書の送付（審査請求人宛て）
令和4年10月3日	・ 審理手続の終結
令和4年10月7日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年10月11日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年11月8日	・ 調査審議